

社団法人 溶接学会定款

昭和27.11.4(一部改訂) 昭和45.11.10(一部改訂)
" 28.9.4(") " 46.9.14(")
" 29.12.23(") " 47.7.3(")
" 31.5.15(") " 49.7.13(")
" 33.1.14(") " 50.6.7(")
" 35.9.26(") " 52.5.31(")
" 36.9.5(") " 53.5.25(")
" 37.8.20(") " 57.5.17(")
" 39.6.26(") 平成 2.4.5(")
" 42.3.2(") " 4.8.21(")
" 44.4.8(") " 11.12.8(")

第1章 総 則

第1条 本会は、社団法人であつて溶接学会 (Japan Welding Society,略称 J.W.S.)といふ。

第2条 本会は溶接・接合に関する研究の連絡を行い、学術技術の向上普及を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- 1 . 講演会、見学会、講習会、懇談会及び研究会の開催
- 2 . 調査及び研究を遂行するための調査会及び委員会の設置
- 3 . 雑誌又は図書の発行及び頒布
- 4 . その他本会の適当と認めた事業

第4条 本会は事務所を東京都千代田区神田佐久間町1丁目11番地におく。

事務所の位置を東京都内で変更する場合は評議員会の決議で行うことができる。

本会は評議員会の議を経て必要の地に支部をおく。

第5条 本会の事業年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末に終わる。

第2章 会 員

第6条 本会の会員を次に掲げる6種とする。

- 1 . 正員
- 2 . 贊助員
- 3 . 名誉員
- 4 . 推薦会員
- 5 . 特別員
- 6 . 学生員

第7条 正員は溶接・接合に関し学識又は経験がある者。

第8条 贊助員は本会の目的遂行に援助を与える者。

第9条 名誉員は第2条に掲げた事項に関し功績又は名望のある者の中から評議員会の議を経て会長が推薦した者。

第10条 推荐会員は外国人で本学会と積極的に接触し多大の貢献をした者の中から理事会の議を経て会長が推薦した者。

第11条 特別員は次の各号のいずれかに該当する者の中から理事会の議を経て会長が推薦した者。

- 1 . 本会の目的遂行に尽力した功績が顕著な者。
- 2 . 寄附金その他で本会の事業を援助し、本会の発展に寄与した者。

3. 関係する公務によって本会の事業活動を援助する者

第11条の2 学生員は学生であって溶接・接合に関心をもつ者

第12条 正員、贊助員及び学生員となるには正員の紹介で入会申込書を差し出し理事会の承認を得なければならない。

2. 現に学生員である者が引き続き正員となる場合は前項の例による。

第13条 会員別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし学生員から引き続き正員に変更する場合の入会金は免除する。

第14条 名誉員、特別員、推薦会員及び歴代会長は会費を納めることを要しない。

第15条 会員の評議員選挙権は正員1、贊助員1口につき1とする。

第16条 会員は会長に届け出て退会することができる。

会員でその義務を怠り又は本会の名誉をき損する行為を認めたときは理事会の決議で除名することができる。

前2項の場合既納入会金又は会費は返納しない。

第3章 役 員

第17条 本会に次の役員をおく。

理事10名以上20名以内（うち会長1名、副会長2名）

監事 2名

第18条 役員の任期は2箇年とする。ただし重任ができる。

第19条 評議員の定数を80名以上150名以内とする。

第20条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

1. 本会支部の支部長

2. 正員及び贊助員の投票で第21条によって選挙された者。

第21条 第20条第2号に定める評議員は正員中より選挙し、選挙は封書で隔年2月末日までに本会に到着するよう差し出しこれを理事会で開票しその結果を通常総会で報告することとする。

投票同数のときは年長者を当選とする。

第22条 評議員は評議員会を組織し会長の選挙、総会で議決する事項その他会長あるいは理事会から諮問の重要会務を評議決定する。

第23条 本会に、代議員90名以上170名以下を置き、民法上の社員とする。代議員は、役員及び評議員をもって組織する。

2. 代議員は総会において別に定める方法により、正員の中から選出する。

3. 代議員は総会構成員として、この定款に定める事項を行う。

4. 代議員については、第18条（任期）の規定を準用する。この場合において、この規定中「役員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。

第24条 会長は正員中から評議員が選挙で選出し、総会で選任する。ただしこの選挙は、評議員数の4分の3以上の投票があってその過半数の得票を必要とする。

会長は選任せられたときは理事に就任しなければならない。

第25条 会長以外の副会長、理事及び監事は評議員会の議を経て、総会で選任する。副会長は選任せられたときは理事に就任しなければならない。

第26条 会長、副会長並びに理事は理事会を組織し会務を処理し本会の業務を遂行する。

第27条 会長は会務を統括し本会を代表し総会及び役員会の議長となる。

第28条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

第29条 名誉員及び前会長は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

第30条 監事は民法第59条の職務を行う。

第31条 監事は理事を兼任することができない。

第32条 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは職務を行ふこととする。

- 第33条 本会に庶務、会計、研究及び編集の会務を分掌させるため、おのの若干名の幹事をおくことができる。
- 第34条 幹事は正員中から理事会の議を経て会長が委嘱する。
任期は一箇年とする。
- 第35条 本会の事務を処理するため職員をおく。
1. 職員は会長が任免する。
2. 職員は有給とする。

第4章 会議

- 第36条 通常総会は毎年1回春季に便宜の地で開催する。
- 第37条 理事及び監事が必要と認めたとき、又は社員現在数の10分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は臨時総会を開くことができる。
- 第38条 次の事項は通常総会に提出してその承認を受けなければならない。
1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 財産目録
4. その他理事会において必要と認めた事項
- 第39条 総会の決議は出席社員の表決権の過半数の同意を得て決め可否同数の場合は議長が決める。ただし次の事項に関する決議は総会に社員の過半数以上が出席その表決権の3分の2以上の同意を必要とする。
1. 本会の解散
2. 本定款の変更
3. 重要な財産の処分
- 第40条 社員で総会に出席できない者は各自同種の社員に代理を委任、又は書面で議事に対する表決を行うことができる。
前項の代理及び書面表決は前条の規定にしたる出席とみなす。
- 第41条 総会の招集はあらかじめ会期の1週間前までに会議の目的事項、日時及び場所などを社員に通知しなければならない。
前項の通知は書面又は機関誌です。
- 第42条 社員は総会であらかじめ通知がない事項に関しては決議をすることができない。
- 第43条 総会の議事の要領及び議決した事項は会員に会告する。
- 第44条 総会および理事会の議事録は議長が作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印の上これを保存する。
- 第45条 理事会は会務遂行上必要の場合開催する。
理事会の議事は出席理事の過半数の賛成で決める。
可否同数のときは議長が決める。
- 第46条 評議員会は会長又は理事会で必要と認める場合開催する。
評議員会の議事は出席評議員過半数の賛成で決める。
可否同数のときは議長が決める。

第5章 資産及び会計

- 第47条 本会の資産は別紙財産目録の資産並びに入会金、会費、寄附金、物件及び本会の財産から生ずる収益及びその他の収入からなる。
- 第48条 本会の資産の管理及び運用は評議員会の議を経て理事が行う。

第49条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎会計年度開始前会長が編成し理事会、評議員会の議決及び総会の承認を受け文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更したときも同様とする。

第50条 本会の収支決算は毎会計年度終了後3箇月以内に会長が作成しその年度末現在の財産目録並びに事業報告及び会員の移動状況書とともに監事の意見を付け理事会、評議員会及び総会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

第51条 収支予算で定めるものを除くほか新たに義務の負担をし、又は利権の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第52条 本会の毎年度の経費は第47条の資産で支弁する。

第53条 本会の毎年度の決算に剩余ができたときはこれを翌年の収入に繰入れる。

第6章 定款の変更並びに解散

第54条 本定款を変更する場合は理事会、評議員会及び総会の議を経た上文部科学大臣の認可を得なければならない。

第55条 本会の解散に伴う残余財産は理事会、評議員会および総会においておのおの3分の2以上の議決を経かつ文部科学大臣の認可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

第7章 補 則

第56条 本定款施行に必要な細則は理事会、評議員会の議を経て定める。

第57条 本定款は文部大臣の認可を得てから実施する。

付 則

1 本定款の変更は、文部大臣の認可があった日から施行し、平成11年度会費より細則に定める。

入会金、会費に関する内規

第6章

第17条 定款13条の入会金、会費については以下のとおりとする。

1. 入会金

正員	1,000円
学生員	1,000円

2. 年会費

正員	10,000円
学生員	5,000円
賛助員	1口35,000円を1口以上